

年 月 日

アジア太平洋経済協力（APEC）ビジネス・トラベル・カード
手数料納付書

印紙

印紙

外務大臣 殿

印紙

印紙

納付金額 _____ 円

アジア太平洋経済協力の枠組みにおいて運用されている商用渡航カード（A B T C）に関する省令に定める申請（第3条／第8条／第9条／第12条）について、省令第16条及び同省令に関する告示第3条の規定により、同カード交付手数料として納付します。

納付者自署

注) 納付金額、納付者自署を忘れずにご記入願います。印紙は確実に貼付して下さい。